

京都市上下水道局告示第8号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、琵琶湖疏水記念館における刊行物等売払代金について、次のとおり指定納付受託者を指定します。

令和4年4月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定納付受託者の名称及び所在地

P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者に納付させる収入の種類

琵琶湖疏水記念館における刊行物等の売払代金

3 指定納付受託者に指定した期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

4 指定納付受託者に収入の納付を開始させる日

令和4年5月1日

(上下水道局総務部総務課)